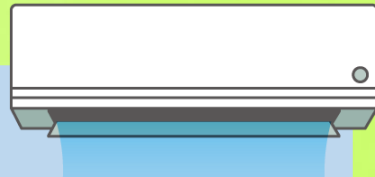


エアコン設置 促進事業補助金のご案内



近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、自宅に稼働可能なエアコンがない生活保護受給世帯を含む住民税非課税世帯を対象にエアコンの設置等に係る費用を助成します。

申請期間

令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）

対象となる方

◎住民税非課税世帯

申請日において飯島町に住所があり、世帯員全員が住民税非課税の世帯でエアコン未設置の世帯

補助額：設置費用の2/3 上限48,000円

◎生活保護受給世帯

申請日において飯島町に住所があり、生活保護受給中でエアコン未設置の世帯

補助額：設置費用の全額 上限73,000円

対象機器

- ①壁掛け型エアコン
- ②床置き型エアコン
- ③ウインドエアコン（窓用）
- ④ポータブルエアコン
- ⑤電気冷風機及びペルチェ式クーラー
（充電式のものを除く）

すでに設置している世帯は対象外です。

必要書類

- ・申請書
- ・本人確認書類
- ・購入予定のエアコンのカタログ等仕様の分かるもの
- ・設置費用がわかる見積明細書
- ・エアコンの本体及び室外機の設置予定場所が分かる写真

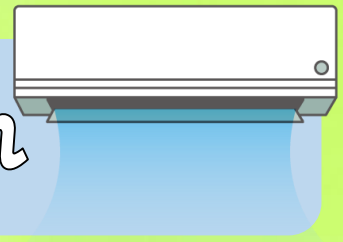
※電気代や維持費については補助対象ではありません。



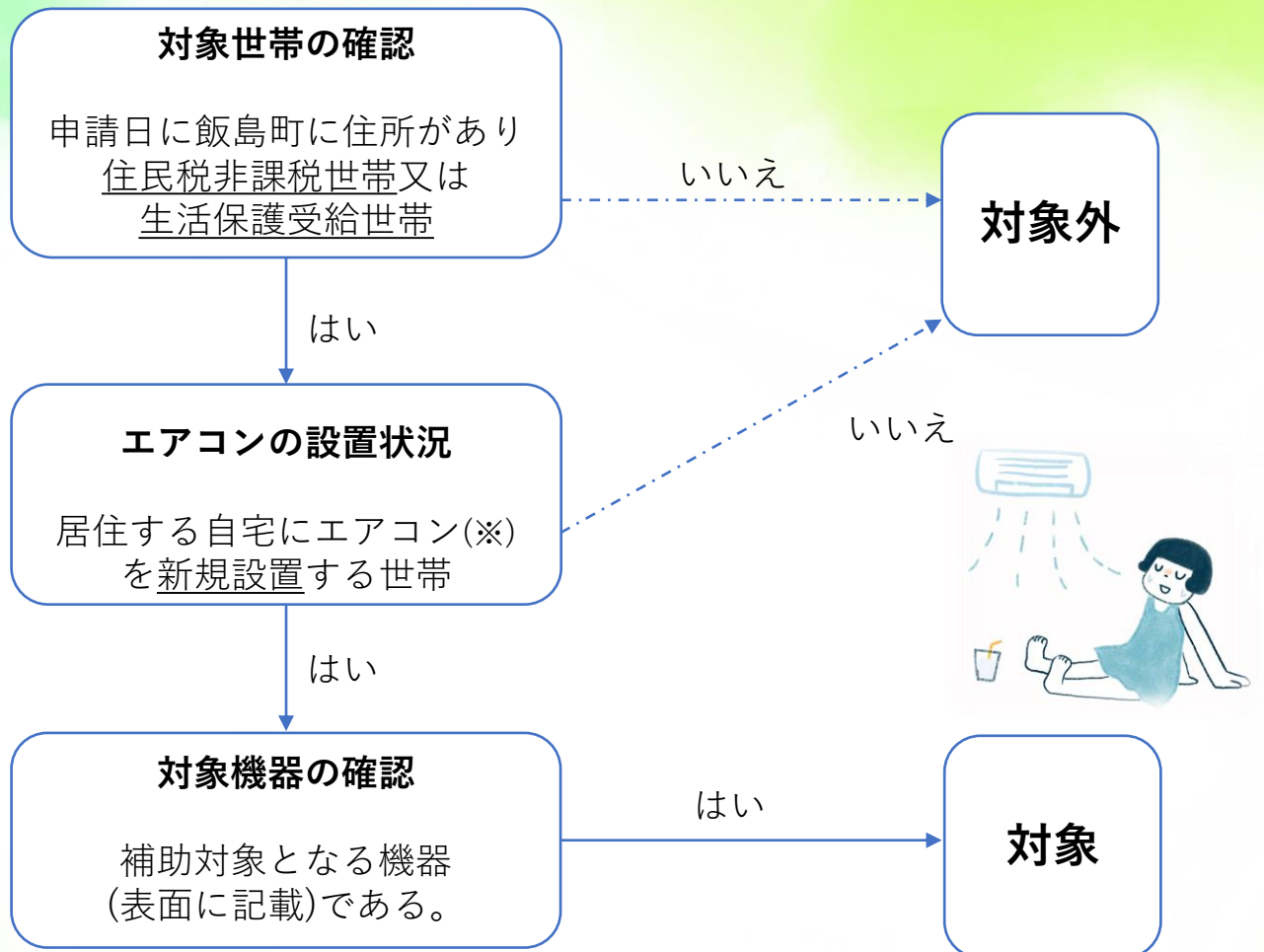
申請を検討されている方は必ず事前に相談窓口
(86-3111 内線175・180) へご相談ください。



申請条件・申請の流れ



1. 対象世帯であるか確認してください。（申請を検討されている場合は必ず事前にご相談ください。）



(※) 表面の対象機器①～④の品目が設置されていない状態。なお、既に⑤が設置されている場合、①～④は申請可能だが、⑤の申請は不可。

(※) 居住する住宅に1台のみ設置されているエアコンが壊れており、修繕費用が新設と同程度又は修理不能の場合は申請可能（修繕費用見積書等が必要）

2. 対象世帯が申請してください。【申請の流れ】

